

市立児童相談所設置検討部会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市において設置を検討している児童相談所に関して、目指すべき姿や必要となる組織体制、施設等を検討するため、市立児童相談所設置検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(位置付け)

第2条 検討部会は、西宮市重要行政課題推進本部設置要綱第5条第1項に規定する専門部会と位置付ける。

(検討事項)

第3条 検討部会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 組織、職員体制に関する事項
- (2) 人材育成に関する事項
- (3) 施設整備に関する事項
- (4) その他児童相談所設置に向けて必要となる事項

(委員)

第4条 検討部会の委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第5条 検討部会には部会長及び副部会長を置き、部会長は岩崎副市長を、副部会長は北田副市長をもって充てる。

- 2 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 検討部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。
- 5 検討部会において必要があると認めるときは、委員以外の者に検討部会への出席を求め、意見等を聞くことができる。

(作業チーム及び事務局)

第6条 検討部会に、検討に係る資料の作成その他検討に必要な準備等を行う作業チームを政策局及びこども支援局の共同により設置する。

- 2 作業チームの職員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 作業チームは、検討部会の事務局を兼ねるものとする。
- 4 作業チーム及び事務局における事務の取りまとめ等は、政策局において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に

定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

別表第1（第4条関係）

岩崎副市長

北田副市長

政策局長

総務局長

こども支援局長

政策局参与（児童政策等担当）

総務総括室長

人事部長

財務総括室長

子育て支援部長

別表第2（第6条関係）

政策局長

政策局参与（児童政策等担当）

子育て支援部長

政策推進課担当課長（政策局総括担当）

子供家庭支援課長

政策推進課係長

子供家庭支援課係長